平成２７年（フ）第７６３号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字農基18番地１、申立時の住所千葉県船橋市西船７丁目５番19号レオパレスセードル109号
債務者　伊藤　実紀
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７９５号
千葉県船橋市東船橋４丁目７番５号　エアステ東船橋303号
債務者　清水　講二
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８０号
千葉県大網白里市北今泉3555番地４
債務者　加藤岡　博
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２７号
千葉県東金市東上宿10番地６
債務者　山本マリア　ロレッタこと　ヤマモトマリア　ロレッタ　イロピタン
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第９６号
岐阜県中津川市中津川2395番地の９　市営住宅松田団地３棟３号
債務者　原　　唯
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第９９号
岐阜県土岐市泉町大富274番地の６　アーバンハウス　202号
債務者　藤田　芳則
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２８５号
静岡県裾野市公文名214番地
債務者　田坂　裕治
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２１５号
高知市宝町15番５号　西條３Ｆ
債務者　榎並　誠二
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８７号
愛知県豊橋市上野町字上原23番地４（Ｂ－102）
債務者　益木　友子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４４０７号
大阪府吹田市佐井寺１丁目３番17－205号、前住所大阪府吹田市原町１丁目24番13号
債務者　中村　徹平
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１６号
岡山市北区撫川617番地河内様タウンハウス１号室
債務者　平方　和彦
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１９号
岡山市北区牟佐142番地
債務者　北山惠美子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８１４号
横浜市南区六ツ川１丁目39番地９　三春ビル403
債務者　森　　政治
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８６５号
神奈川県藤沢市宮前434番地の１　エスポワール湘南Ｄ201
債務者　須藤　智美（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８７２号
神奈川県藤沢市辻堂元町３丁目18番27－203号
債務者　押見　文子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８７６号
横浜市港南区日野５丁目12番22号　サニーヒルズ下根202号
債務者　田名邊昭男
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部